

焼津市本庁舎広告付き窓口番号案内システム設置業務委託
に係る公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

本業務は、焼津市役所 本庁舎 2階の市民課及び国保年金課に番号案内システムを設置することにより、手続きに係る待ち順を整理、見える化し、待ち時間の快適化を図る。

また、広告モニターを設置することにより、システム導入費用・維持費用を無償化、自主財源の確保を図り、そのモニターに行政情報も掲載することで市民サービス向上に寄与することを目的として、公募型プロポーザル方式による提案を要請し、技術力及び情報発信力に優れた業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

2 業務の概要

(1) 業務名称

焼津市本庁舎広告付き窓口番号案内システム設置業務委託（以下「本業務」という。）

(2) 業務内容

焼津市本庁舎広告付き窓口番号案内システム設置業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(3) 履行場所

焼津市本町二丁目地内（焼津市役所本庁舎 2階）

(4) 業務の履行期間

契約締結日から令和13年10月14日まで

(5) 発注者

焼津市長 中野 弘道

(6) その他

業務実施上の条件等は、仕様書のとおりとする。

3 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者（以下「参加者」という。）は、次の各号に掲げるすべての要件を満たす法人とする。

- (1) 焼津市随意契約見積心得に定める見積りする資格のない者に該当していないこと。
- (2) 本市又は他自治体において、企業として過去に本業務の内容と同種業務の実績を有する事業者であること。

4 スケジュール

	項 目	日 程
1	プロポーザル公募	令和8年6月15日（月）から
2	実施要領等に係る質問提出期限	令和8年6月22日（月）午後5時まで
3	質問に対する回答	令和8年6月24日（水）
4	参加表明書の提出期限	令和8年6月26日（金）午後5時（必着）
5	参加資格確認通知書	令和8年6月30日（火）
6	企画提案書等の提出	令和8年7月 7日（火）
7	プレゼンテーション実施時間等の通知	令和8年7月10日（金）
8	選定委員会（プレゼンテーション及びヒアリング）	令和8年7月17日（金） 予定
9	審査結果の通知	令和8年7月24日（金） 発送

5 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関する質問の方法等は、以下のとおりとする。

なお、質問は、参加表明書、企画提案書等の作成及び提出に関する事項並びに本業務に関する事項に限ることとする。

(1) 受付期間

令和8年6月15日（月）から令和8年6月26日（金）午後5時まで（必着）

(2) 質問及び回答

質問書（様式第7号）に必要事項を記入し、ファックス又は電子メールのいずれかの方法により提出するものとする。また、提出後、速やかに電話にて到着確認を行うこと。

提出先電子メールアドレス kanzai@city.yaizu.lg.jp

提出先ファックス番号 054-626-2185

到着確認電話番号 054-626-1139

(3) 回答方法

質問に対する回答は、令和8年6月24日（水）までに随時、本市ホームページに掲載することとし、個別の回答は行わない。

なお、回答書に記載した内容は、実施要領等を補完するものと位置付ける。

6 申込方法等

参加者は、次に定めるところにより参加表明書等を提出しなければならない。

(1) 提出期間

令和8年6月15日（月）から令和8年6月26日（金）午後5時まで（必着）

※ 持参による受付は、休日を除く午前9時から午後5時までとする。

(2) 提出方法

持参又は郵送（一般書留、簡易書留又は特定記録郵便に限る。）により提出するものとする。

(3) 提出書類

ア 参加表明書関係

提出書類	提出部数、留意事項等
参加表明書（様式第1号）	1部 必要事項を記載し、代表者印を押印すること。
会社概要書（様式第2号）	1部 必要事項を記載すること。
業務実績調書（様式第3号）	1部 実績を1件以上記載すること。 実績の裏付けとなる契約書等の書類の写しを添付すること。
商業登記簿謄本	1部 写し可。3か月以内のもの 法務局が発行する履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書
財務諸表類	1部 直近の決算に係る貸借対照表及び損益計算書（写し可）
市税完納証明書（市内の事業者に限る。）	1部 写し可。3か月以内のもの
申告所得税、法人税、消費税及び地方消費税に未納がないことを証明する書類	1部 写し可。3か月以内のもの 税務署が発行する納税証明書「その3の3」
印鑑（登録）証明書	1部 3か月以内のもの
誓約書（様式第4号）	1部

イ 企画提案書関係

様式等	提出部数、留意事項等
企画提案書（様式第5-1～3号）	4部 次のテーマについて記載すること。それぞれのテーマについて、A3版1枚以内（合計3枚以内）で作成すること。 ① 窓口番号案内システムの機能及び優位性等について ② 広告の手法等について ③ 業務の実施方針、サポート体制、市へ広告放映料等について

プレゼンテーション出席者 届出書（様式第6号）	1部
工程表	1部 様式任意 業務着手からシステム設置、稼働、アフターフォロー、撤去、業務完了までの想定工程とする。稼働日は、R8.9.23～R13.9.27とし作成する。

(4) 参加資格の審査及び通知

提出された参加表明書等の内容を審査し、参加資格の有無について電子メールにより、令和8年6月30日までに参加資格確認通知書にて通知する。

参加資格を認められなかった者は、以降、本プロポーザルに参加できない。

7 プレゼンテーション及びヒアリング

企画提案書等の提出後、電子メールにより、令和8年6月参加資格者からの提案に係るプレゼンテーション及びヒアリング（以下「プレゼン等」という。）を次のとおり行う。

(1) 実施日 令和8年7月17日（金）予定

(2) 実施時間及び場所 企画提案書等の提出後、電子メールにより、令和8年7月10日までに通知する。

(3) 実施方法等

ア プレゼンテーションの内容は、実機を用いたデモンストレーションと提出のあった企画提案書に基づく説明とし、資料の追加配布は認めない。

なお、デモンストレーション用に持ち込む機材は、番号発券機本体及びその設置に必要な最小限の機材とする。（プレゼン時間は、準備含め1時間以内）

また説明時において、パソコン等の機器を使用する場合は、企画提案書等の提案者が用意する端末（機器）及び回線において行うこと。

イ プレゼン等の順番は、企画提案書等の提出順とする。

ウ プレゼン等は非公開とする。

エ プレゼン等の出席者は4名以内とし、参加資格者（広告事業者）及び窓口番号案内システム事業者の担当者等が出席すること。

8 優先交渉権者の選定

受注者の選定は、本市職員で組織する審査委員会において、企画提案書等のプレゼン内容を評価し、本業務を最も的確に遂行できると判断される事業者を最優秀提案者（優先交渉権者）とする。

(1) 審査方法

本プロポーザルの審査は、「焼津市本庁舎広告付き窓口番号案内システム設置業務委託選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において、別紙に定める「焼津市本庁舎広

告付き窓口番号案内システム設置業務委託公募型プロポーザル評価基準」及び配点により採点し、各委員の評価点合計が最も高い者を第一優先交渉権者として選定する。なお、参加資格者が1者の場合であっても、プレゼン等及び審査を行い、基準を満たしていると判断した場合は、第一優先交渉権者として選定する。

(2) 審査結果の通知

全ての提案者に対し、令和8年7月24日（金）に文書にて発送するとともに、最優秀提案者（優先交渉権者）を市ホームページにて公表する。なお、選定に関する問い合わせ及び、異議には一切応じないものとする。

(3) 審査結果の公表

審査結果は、契約締結後、焼津市ホームページで次の事項を公表する。

- ① 参加資格者数
- ② 受注者の名称、評価点合計
- ③ 次点候補者及びその他の参加資格者の評価点合計
※ この場合の参加資格者の名称は、A社、B社等と表示する。
- ④ その他必要な事項

9 契約

(1) 契約協議

契約は、8(2)による審査結果通知後、受託候補者と本市が業務内容等について協議を行い、協議が成立した後に締結する。協議が成立しなかった場合は、次点候補者を受託候補者とみなし、契約締結に向けた協議を行う。

(2) 業務委託の仕様及び実施条件

本業務委託の仕様については、仕様書に定めるほか、企画提案書に記載された内容を尊重し、発注者及び受注者による協議の上で定める。

10 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、失格とし、本プロポーザルにおける参加資格者、受託候補者又は次点候補者としての地位を失うものとする。

- (1) 本プロポーザルの参加資格要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類に故意に虚偽の内容を記載した場合
- (3) プレゼン等に正当な理由なしに参加しなかった場合
- (4) 選定委員会委員及び関係者に対し、プロポーザルに対する援助を直接的、間接的を問わず求めた場合
- (5) その他、本市が不適格と認めた場合

11 その他

- (1) 本プロポーザル参加に係る一切の費用は、参加者の負担とする。
- (2) 本プロポーザルに係る提出書類は返却しない。
- (3) 提出書類は、提案者に無断での利用はしない。ただし、本プロポーザルの手続及びこ

れに係る事務処理に必要な範囲において、提出書類の複製、保存等を行う。

- (4) 本プロポーザルに係る提出書類は、提出後の追加・修正・差し替えは認めない。ただし、審査に必要と認められる場合は、市から追加提出を求めることがある。
- (5) 提出書類の提出後、辞退を行う場合は、任意の様式にて書面により申し出ることとし、辞退後は、いかなる理由があっても再参加は認めない。
- (6) 本プロポーザルの提出書類は、焼津市情報公開条例（平成18年条例第2号）に基づき公開する場合がある。ただし、公開することにより、応募者の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害する恐れがあると本市が認めた個所については公表しない。

11 添付資料

- (1) 提出書類の様式（別添①）
- (2) 参考図（別添②）

12 問い合わせ先

焼津市役所 総務部 公有財産課

電話番号：054-626-1139（直通）

ファックス番号：054-626-2185

メールアドレス：kanzai@city.yaizu.lg.jp

別紙 焼津市本庁舎広告付き窓口番号案内システム設置業務委託に係る
公募型プロポーザル審査に関する評価基準

1 審査項目、評価点等

審査項目	審査事項	評価点 (配点)
1 業務実績 (業務実績調書)	・業務実績（5件までを記載） (日本国内における、国及び地方公共団体の同種業務の導入実績はどの程度か。)	5
2 企画提案内容		
テーマ1：窓口番号案内システムの機能等について		
	(1) システムの機能及び充実度 (システムは、仕様に基づき、その目的、条件、内容を反映したものとなっているか。)	10
	(2) システムの起動方法 (毎日のシステム起動は、職員が容易にできるものか。)	5
	(3) システムの容易性 (システムは、職員が容易に操作できるものか。)	10
	(4) システムの表示内容 (システムの表示内容は、市民が認識しやすいものか。)	10
テーマ2：業務の実施体制、サポート体制等について		
	(1) 緊急時の対応 (故障・事故等の緊急時に迅速な対応がとれる体制であるか。)	10
	(2) セキュリティ体制について (情報漏洩等のセキュリティ体制はとれているか。)	5
	(3) 職員への説明等の体制について (職員への操作方法研修等の体制は丁寧な対応か。操作マニュアルなどは丁寧か。)	5
テーマ3：市への広告放映料等について		
	(1) 市への年間広告放映料 (市は収益をどの程度見込めるか。)	5
	(2) モニター広告の内容の適格性 (本市の審査の負担をできるだけ軽減する為、事業者は外部審査団体などの外部へ事前に審査ができる体	20

	制がとれているか。)	
	(3) 広告放送に占める行政情報枠の割合 (市民サービスの向上にどの程度寄与できるか。)	5
3 全体的な 評価	(1) 取組み意欲	5
	(2) プレゼンテーションにおける説明の適切性	5
合 計		100

2 評価水準

評価水準	特に優れている	優れている	適切である	やや劣る	劣る
評価点 (5 点)	5 点	4 点	3 点	2 点	1 点
評価点 (10 点)	10 点	8 点	6 点	3 点	1 点
評価点 (20 点)	20 点	15 点	10 点	5 点	1 点
行政情報枠の割合	30%以上 5 点	27%~29% 4 点	24%~26% 3 点	21%~23% 2 点	20% 1 点
年間広告放映料	50 万円以上 5 点	10 万円以上 50 万円未満 4 点	5 万円以上 10 万円未満 3 点	1 円以上 5 万円未満 2 点	0 円 1 点